

「亀山ブランド」始動!!

亀山の魅力ある特産品を戦略的に発信し、市のイメージ向上と地域経済の活性化を図るために、「亀山ブランド」としての第一歩を踏み出します。市の特色ある文化、豊かな自然環境との調和により生み出された特産品を認定する「ブランド認定事業」、特産品の魅力や価値にさらに磨きをかける「ステップアップ支援事業」、戦略的に情報発信をしていく「コミュニケーション戦略9」の3つの柱により、地域ブランディングに取り組んでいきます。

認定品を通して『選ばれるまち』となるよう、皆さんと一緒に「亀山ブランド」を盛り上げ、亀山の魅力を全国へ発信していきましょう!

※地域ブランディングとは…地域発の商品・サービスのブランド化と地域イメージのブランド化を結び付け、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること。

◎地域ブランド創出3事業

地域資源の発掘「ブランド認定事業」

特産品を消費者の目線から厳正な審査を行い、選び抜かれた商品を「亀山ブランド」として市独自に認定します。

<ブランド認定事業のイメージ>

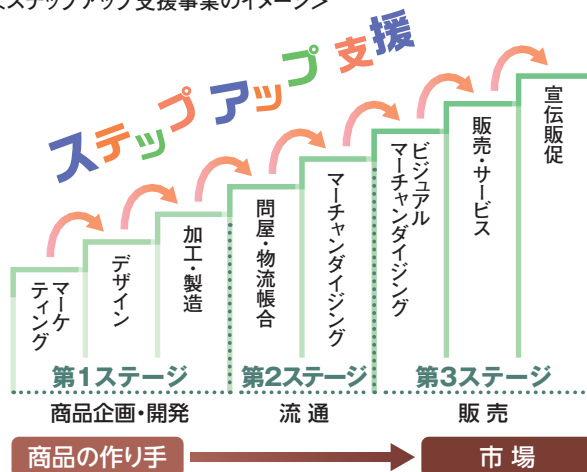


地域資源の磨き上げ「ステップアップ支援事業」

事業者に対し、市産品の発掘から販路拡大まで一連の支援を行います。

※令和3年度は調査・研究、令和4年度に事業開始予定

<ステップアップ支援事業のイメージ>



地域資源の情報発信「コミュニケーション戦略9」

市の魅力を戦略的に発信するために、コミュニケーション戦略に基づき市内外の人に情報発信を行います。

- | | | |
|--|---|---|
| 1 ネーミング・ロゴマーク・キャッチフレーズの作成
ブランドのシンボルとなるロゴマークを作成する。ブランド推進に有効な広告表現を考案する。 | 2 マスメディアの活用
新聞・雑誌・テレビ・ラジオの各マスメディアの特性を活かした的確で有効性の高い広報活動を実施する。 | 3 行政情報としてリリース
信頼度の高い行政情報のひとつとして、広報紙、行政情報番組(ケーブルテレビ)などを活用した情報発信をする。 |
| 4 OOH*への展開
ターゲットの生活動線に密着した路線での中吊り広告や駅貼りポスターをはじめ、看板などを作成する。
※OOH…Out Of Homeの略。OOHメディア=「交通広告や屋外広告」という意味で使われる。 | 5 プロモーション(イベント)
特産品をアピールするイベントや県物産振興会主催の商業施設でのイベントに出展する。 | 6 百貨店との連携
個々の売り込み(個人戦)ではなく、地域ブランド認定商品として一団の商品として売り込む(団体戦)。 |
| 7 WEBサイト製作、SNS活用
地域ブランドを市内外に向けて周知するため、魅力的な情報発信に重要なWEBサイトを構築する。若者をターゲットとしたライブ感のあるSNS運営を行う。 | 8 eコマースの活用
認定商品の紹介だけでなく、インターネットでも購入可能な環境を整える。 | 9 商品企画・開発
商品の認定だけでなく、積極的に商品の企画・開発を行い、「亀山ブランド」のブランド力向上を図る。 |

亀山ブランド認定品を募集します!!

●募集期間

令和3年4月1日(木)～5月14日(金)

●申請要件

次の要件をすべて満たす事業者等が申請できます。

- ①農林水産業または製造業やサービス業を営む個人、法人またはこれらを営む者で組織される法人もしくは団体
- ②原則として、市内に生産、加工等または営業の拠点を有すること
- ③その他
 - ・暴力団員が役員となっている事業者でないこと
 - ・暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと
 - ・市税等を滞納していないこと

●認定対象

(1) 認定対象となるのは、1年以上の販売実績があり、かつ次の①～⑤のいずれかに該当するものです。

- ①市内で生産された農林水産物
- ②市内で製造または加工された製品
- ③市内で生産された農林水産物を加工した製品
- ④市に縁のある歴史上の著名人または市内の名所、旧跡等をPRする製品
- ⑤市のイメージアップにつながる製品で市長が認めるもの

(2) 認定は1事業者等につき5品目までとします。

※同じ品目で味、形、色等に相違があっても同一品目と認められる場合は、1品目とします。

●認定の特典

- (1) 認定された商品は、亀山ブランド認定シールを貼り付けて販売することができます。
- (2) 認定盾、ミニタペストリー、卓上のぼり旗等を交付します。
- (3) 認定された商品は、市ホームページに掲載します。
- (4) 行政情報として発信します。(広報紙、行政情報番組など)
- (5) 各種特産品イベントでPR販売します。(全国各地で開催される物産フェアなど)
- (6) マスメディアを活用したPRを行います。
- (7) 亀山ブランド認定品の販路拡大を行います。
- (8) ふるさと納税返礼品として優先的に取り扱いします。

●提出書類

(様式は市ホームページからダウンロードしてください)

- ①亀山ブランド認定申請書
 - ②亀山ブランド認定申請調書
 - ③誓約書
 - ④申請者の概要が分かる書類
 - ア 定款または規約その他これに類する書類
 - イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては、代表者の住民票、個人にあつては、申請者の住民票
 - ウ 申請者の事業内容等が分かる書類
 - ⑤認定を受けようとする市産品の概要が分かる書類
 - ⑥市税等を滞納していないことを証する書類
 - ⑦その他市長が必要と認める書類
- ※申請は、1事業者等につき5品目を上限とします。

●提出方法

産業振興課商工業・地域交通グループ(〒519-0195 本丸町577)へ持参または郵送してください。

●審査および認定について

次の5つの認定基準に基づき審査し、その結果を申請者に通知します。

- ①地域性
- ②独自性
- ③信頼性
- ④市場性
- ⑤将来性



●認定登録料および有効期間

(1) 認定を受けた事業者等には、認定登録料を納めていただきます。1品目目は1万円、2品目目以降は1認定品につき5千円

※更新の登録料は、1品目目は5千円、2品目目以降は1認定品につき3千円

(2) 有効期間

認定日から令和5年12月31日まで

※更新の有効期間は、認定の終了する日の翌日から2年間

●スケジュール

- 4月～5月…認定申請
- 6月～7月…審査・決定
- 8月～9月…認定式

ぜひご応募
ください!

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合先 産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2021031900013/>

